

番号	1. (1)
項目	<p>1. 制度・政策等の構築における協議について</p> <p>(1) 市の制度・政策の構築にあたっては、当連盟と事前に十分な協議を行った上、検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の制度・政策の構築については、必要に応じて関係機関と調整の上、進めているところです。</p> <p>また、本市では、現在、平成30年3月に策定した第7期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進めております。</p> <p>「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたっては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市議員・被保険者の代表に参画いただいている「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、委員の意見などを踏まえながら検討しており、本分科会及び本分科会のもとに設置している介護保険部会には、大阪市老人福祉施設連盟にも参画いただき、貴重なご意見をいただいているところです。</p> <p>今後とも、「地域生活支援のあり方研究会」など、さまざまな機会をとらえて、皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ）電話：06-6208-8020

番号	2. (1)
項目	<p>2. 人材確保について</p> <p>(1) 福祉・介護人材確保については、これまでも協議を行い、きらめき大賞等取り組んで頂いているが、もっとイメージアップを図る工夫や、市の広報媒体を活用しPRや確保につながる方策をとっていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>福祉・介護人材の確保に向けて、社会的評価の向上や福祉・介護の仕事のイメージアップは非常に重要であると考えています。</p> <p>平成30年度から、福祉・介護の現場で従事する職員等の仕事に対するやりがいを支えるとともに、福祉・介護の仕事に対するイメージアップを図ることを目的として、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施しており、表彰式においては、大阪市老人福祉施設連盟をはじめとする関係機関の協力を得ながら開催しました。また、受賞作品を漫画化し、本市ホームページ等において公表している他、PRポスターを作成する等、多くの市民に読んでもらえるよう工夫を行っています。さらに、今後は大阪市老人福祉施設連盟をはじめとする関係機関の協力を得ながら、将来の職業選択につながるよう、福祉の仕事を紹介する冊子を作成し、市内の中学校や高等学校等に配布する予定です。</p> <p>今後も関係機関と連携・協働しながら、さらなるイメージアップや効果的なPR方法について検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (企画グループ) 電話：06-6208-7945

番号	2. (2)
項目	2. 人材確保について (2) 介護人材確保において、例えば区単位で就職フェアを開催するにあたっての支援等について、お願いしたい。
<p>(回答)</p> <p>介護人材の確保は本市においても喫緊の課題であり、非常に重要であると考えています。本市においては、介護人材の確保にかかる取組みに関して、国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」における市町村の役割に基づき、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2018年度～2020年度)」において取組み目標を定め、介護人材の確保に向けた取組みを進めているところあり、就職フェアについても、この目標に沿って、毎年7月と3月と合計2回、大阪府主催の「福祉の就職総合フェア」に共催で参画しているところです。</p> <p>区単位での就職フェア等、地域に根差した介護人材の確保についても、その必要性を認識しているところであり、現状や現場ニーズ等の把握を通じて、関係機関と連携・協働しながら、今後も介護人材の確保に向けた取組みについて検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (企画グループ) 電話：06-6208-7945

番号	2. (3)
項目	<p>2. 人材確保について</p> <p>(3) 働き方改革との関連において、事故を事件としてみる風潮が進む中で、記録文書の増加、アンケートの増加、会議の増加等が求められており、精神的、身体的負担が増すばかりです。それが又、職員の離職や確保の難しさに繋がっています。少なくとも、事務負担の軽減について、取り組んでいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険の各サービスは、保険料と公費で賄われる公益性の高い事業である一方、高齢者の尊厳を保持するという介護の基本、サービスの質の確保の観点から虐待防止や身体拘束ゼロなどの運営面、不適切な請求の防止など、各方面への透明性が求められるため、事業所を守る意味でも、諸記録は重要とのご認識であると思います。</p> <p>平成 30 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業における「実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究」、「実地指導における文書削減に関する調査研究」等において、自治体、事業所の双方が個別の指摘事項の改善等を通じ、事業所運営の改善につながっていること、指導の標準化を図ることによって自治体及び事業者双方の事務負担の軽減が図られ、より効率的な実地指導が可能となることが報告されており、これを受けて令和元年 5 月 30 日付け「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が、厚生労働省において定められました。</p> <p>本市では、指針の策定以前より、次の各項目のように取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 日で複数の事業所の実地指導を行う。</li> <li>・ 同一所在地や近隣に所在する事業所に対する実地指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。</li> <li>・ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施を原則とする。</li> </ul> <p>また、本指針の策定を受け、令和元年 8 月からは、次の 2 項目も加え、更なる事務負担の軽減を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、原則、3 名以内とする。</li> <li>・ 実地指導において確認する文書は、原則、実地指導の前年度から直近の実績に係る書類とする。</li> </ul> <p>実地指導は、各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現等を図るために有効であると考えており、今後とも、効率化を図りながら計画的に実施を進めることで、事業所の事務負担の軽減に繋がって参るものと考えております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310

番号	3. (1)
項目	<p>3. 施設整備について</p> <p>(1) これまでも要望してきたが、様々な介護保険施設が整備される中、近年、特養の整備が多すぎる。人材確保が難しい中、サービスの質の低下、空床等の増加が危ぶまれ、実際に待機されている方もいない状況を踏まえ、ひいては介護保険料への影響も大きい整備計画については見直しをお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、平成30年度～令和2年度までを計画期間とする現計画では、特別養護老人ホームの整備目標について、令和2年度目標の定員数を14,500人に設定しております。</p> <p>平成31年4月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは153施設13,539人分が開設されているところですが、一方で、2,492人の方が在宅で待機されている状況です。</p> <p>そのため、今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課（高齢施設グループ）電話：06-6241-6504

番号	4. (1)
項目	<p>4. 地域包括支援センター、ブランチについて</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターが中核的な役割を担う必要があることは理解できるが、介護、医療、住まい、介護予防などすべてに包括が関わっていくとなると、あらゆる会議やネットワークに参画する必要（要請）があり、業務量が年々増えていき、職員が疲弊している。地域包括支援センターの人員配置要件の見直し、重複する会議・記録等の効率的なしくみを構築していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）においても、地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、複合的な機能強化が必要であるとした上で、高齢化の進展に十分対応できる適切な人員体制の確保や、大阪市の実情を踏まえた機能強化型の設置や後方支援を行う基幹的な役割の位置づけなど、地域包括支援センター間の役割分担・連携強化のあり方について引き続き検討を行うこととしています。</p> <p>平成30年度は、計画に基づき、自立支援に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組むため、各地域包括支援センターの人員体制を強化しました。</p> <p>また、今年度は、国の示す評価指標に基づいて高齢者数1,500人に対して基準3職種1人を配置できるよう、さらに人員体制を強化しました。</p> <p>今後も、地域包括支援センターの人員体制の確保や機能強化について、検討を行ってまいります。</p> <p>地域包括支援センター職員の出席が求められる会議につきましては、これまでも、出席者が重なる場合に、会議を二部制にして同日開催とするなどの、効率的運営を可能としてきたところです。また、各区地域包括支援センター運営協議会も、全区年4回の開催としていたものを、平成30年度からは、区の実情に応じて年3回とすることも可としました。今後も、各会議の担当部署と連携し、会議の実態の確認等を行い、効率化が可能な会議については、できる限り効率化するよう努めるとともに、必要な会議については、会議が形骸化せず、有効な会議となるための方策を検討していきます。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8027

番号	4.(2)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(2) 退職者が出た場合の人材確保が年々困難になっている。地域包括支援センターにおける人材確保に関する支援策を市として考えていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）の人材確保について、年々困難になっていることは認識しており、平成30年度中より、専門職員を新たに雇い入れるための求人広告掲載料を、包括的支援事業の委託料から支出することを認めているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8027

番号	4. (3)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ランチについて</p> <p>(3) 区地域包括支援センター運営協議会で挙げた区の課題が、市運営協議会にてどのように挙げられ検討されているのかがわからないや運営協議会の形骸化など、全区の地域包括支援センター運営協議会に関する適正な運営を行っていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>各区地域包括支援センター運営協議会から報告された、地域ケア会議から見えてきた課題については、市地域包括支援センター運営協議会の報告案件としています。なかでも、市域で取り組むべき課題として挙げられた事項については、本市高齢福祉行政の施策反映に繋げる取組みを行うとともに、事項が高齢福祉分野だけにとどまらないことから、施策反映に向けて活用してもらうことを目的に、関係各課にも情報提供を行っております。</p> <p>平成18年に、区地域包括支援センター運営協議会を設置した際、運営協議会の役割として、地域包括支援センターの活動を支援することを目的に、関係機関や介護保険以外のサービス等との連携及び地域資源の開発を推進するとともに、運営協議会の構成メンバーは関係機関の連携に積極的に協力することを、各区保健福祉センター所長あての依頼文で示したところです。また、毎年実施している区の運営協議会担当者への説明会における資料にも、当時の依頼文を継続して掲載しております。</p> <p>また、区の包括的支援事業担当者会においても、区運営協議会運営の充実についての意見交換も実施しております。</p> <p>さらに、区地域包括支援センター運営協議会実施マニュアルには、各区の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に向け協働して取り組むことを明記しております。</p> <p>今後、区地域包括支援センター運営協議会に本来求められる役割につきましては、引き続き各区への周知を行うとともに、大阪市地域包括支援センター運営協議会に出席していただいている各職能団体代表委員へも、その旨の依頼を行います。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8027



番号	4. (4)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(4) 成年後見人制度における市長申し立ての場合、後見人が決まるまでの時間短縮を希望します。</p>
<p>(回答)</p> <p>成年後見制度における市長申し立てにつきましては、区役所で相談受理後、本人の意向確認・意思能力調査、収入及び資産調査、親族関係調査等を行う必要があるため、申し立てまでに基本的に3か月程度の期間を要しております。さらに申し立て後、家庭裁判所の審判までに2か月程度の期間を要しているところです。</p> <p>本市では、平成30年度から成年後見制度の利用促進のため、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に取り組んでおり、大阪市老人福祉施設連盟をはじめ様々な関係機関で構成する「協議会」を設置し、地域で形成された支援チームを後方支援しております。</p> <p>その一環として、市長申し立てを行う区役所や、本人・親族申し立てを支援する地域包括支援センター・ブランチ・障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関向けのマニュアルを作成し、検討票や受理簿を活用した実践的な研修を行うなど、支援の標準化を図るとともに適切かつ迅速に対応できるよう努めているところです。</p> <p>また、令和元年度からは福祉局において毎週「成年後見人等候補者検討会議」を行っており、市長申し立て全件について、専門職団体、成年後見支援センター、事案によって区の関係者が集い、本人の状況を考慮しより適切な成年後見人等候補者を選定し、家庭裁判所に「報告書」を提出しております。これにより、家庭裁判所での調査・審議の期間が短縮されるものと見込んでおります。</p> <p>今後とも成年後見制度を広く普及啓発するとともに、制度を必要とされる方を早期に発見し、適切に利用支援できるよう取組みを進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (相談支援グループ) 電話：06-6208-7974

番号	4. (5)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(5) 自立支援型ケアマネジメント検討会議を300万円の人件費・運営費にて受託しているが、検討会議・小会議の開催に向けた準備段階での業務が膨大で、他の業務に支障が出ている。居宅介護支援事業所への周知・認識・理解度が低いことに加え、意見書を依頼する医療機関でさえも周知・理解ができていないことから、一から説明し理解を促すが意見書を渋られることもあり、手続き・準備に手間がかかりすぎる。会議における区(市)の役割が機能していない。小会議を含めると毎月準備・開催に追われることとなる為、人件費・運営費で対応できる業務量ではない。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援型ケアマネジメント検討会議にかかる委託料としては、300万円の人件費及び約40万円の事務費を計上しているところです。</p> <p>本事業を適切に実施していただけるよう、また、居宅介護支援事業所の方も含め制度理解の助けとなるよう、地域包括支援センター職員向けマニュアルを作成し、大阪市ホームページ(<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000447737.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000447737.html</a>)で公開しております。</p> <p>この間、介護保険事業者等集団指導や居宅介護支援事業所連絡会に出向き、高齢者の重度化防止・自立支援型のケアマネジメントについて周知に努めてまいりました。</p> <p>各地域包括支援センターからも意見聴取を行い、本事業における課題については、認識しているところです。</p> <p>引き続き、居宅介護支援事業所をはじめとした関係機関及び対象者の方への周知を図るとともに、効果的な実施に向けて、関係機関と調整の上、進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課(認知症施策グループ) 電話:06-6208-8027

番号	4. (6)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ランチについて</p> <p>(6) 地域密着型運営推進会議について…地域密着型のデイ、グループホームが増えてきたのに伴い、運営推進会議の出席回数が増えて、負担になっている。出席してみると、出席者が包括のみであるなどの会議もあり、また内容の伴わない形だけの会議も少なくない。回数をこなすだけでなく、運営推進会議の在り方について再検討いただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「地域密着型サービス」は、2005年度（平成17年度）の介護保険法改正により、「要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため身近な市町村で実施されることが適当なサービス類型」として創設されたことから、地域との連携や事業所運営の透明性が求められております。</p> <p>このため、地域密着型サービスの提供につきましては、地域との連携を進め、事業所の評価を通じたより良いサービスの提供を促進するため、運営推進会議を設置することとされており、地域包括支援センター職員や地域住民の代表者、利用者等に参画いただいております。</p> <p>本市では、運営推進会議参加者の出席等の負担軽減に関しては、厚生労働省と協議のうえ、原則として同会議のうち2回に1回は、書面により評価等を受ける方法によっても運営推進会議の開催とみなすことにしております。</p> <p>また、運営推進会議の活動・テーマ例につきましては、公益社団法人日本認知症グループホーム協会が発行している「認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック」（平成22年3月）や「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」（平成21年3月、独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」平成20年度助成事業報告書）などに掲載された事例のほか、当課指定・指導グループの窓口におきまして、本市に提出された市内事業所の運営推進会議報告書の閲覧が可能ですので、これらを参考にいただき、適切かつ有効な運営を行っていただくようお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310

番号	5. (1)
項目	<p>5. 軽費・ケアハウスについて</p> <p>(1) 軽費・ケアハウスは、処遇改善金や大規模修繕補助金もなく、また、内部留保もなく、経済的に非常に厳しい現実があります。今後も安定した運営ができるよう、運営支援をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>軽費老人ホームは、身寄りがない高齢者や、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っていると認識しております。</p> <p>現在、本市においては、厳しい財政状況にあることから処遇改善金などの新たな加算の創設は困難であると考えておりますが、施設の安定的な運営及び入所者の処遇の向上を図るため、今後もサービスの提供に要する費用補助金の予算確保に努めてまいります。</p> <p>また、入所者に介護が必要な方が多くなってきていることなどにより、特定施設入居者生活介護の指定を受けることをご検討されておられる場合は、随時ご相談ください。</p> <p>なお、軽費老人ホームについては、建築から約40年以上が経過しているところもあり、施設の老朽化により、今後、建替えや大規模な修繕が必要な時期が来るものと認識しております。</p> <p>引き続き、利用ニーズ等を勘案しながら大規模修繕補助金等について検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ）電話：06-6208-8020</p> <p>福祉局 高齢者施策部 高齢施設課（高齢施設グループ）電話：06-6241-6504</p>

番号	5.(2)
項目	5. 軽費・ケアハウスについて (2) 10月から消費税が10%に引き上げられることに伴い、早々に事務費の引き上げをお願いしたい。
<p>(回答)</p> <p>軽費老人ホームの事務費については、令和元年10月から消費税の引き上げに伴い、事務費のうち物件費相当に消費税増税分を乗じた額を上乗せする予定としております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (企画グループ) 電話：06-6208-8020

番号	6.(1)
項目	<p>6. デイサービスについて</p> <p>(1) 介護報酬の改定において人員基準の緩和や各種加算について我々と意見交換の上、国に働きかけていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、全国統一の制度であり、人員基準の緩和や各種加算については、国による適切な設定がされるべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）電話：06-6208-8059</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310</p>

番号	7.(1)
項目	<p>7. 小規模多機能について</p> <p>(1) 介護報酬の改定において人員基準の緩和や各種加算について我々と意見交換の上、国に働きかけていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、全国統一の制度であり、人員基準の緩和や各種加算については、国による適切な設定がされるべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8059</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導グループ) 電話：06-6241-6310</p>

番号	7.(2)
項目	7. 小規模多機能について (2) 以前には大阪市として独自加算をつけていただいていたが、その復活をお願いしたい。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、全国統一の制度であり、介護報酬を含めた各種加算については、国による適切な設定がされるべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 (高齢施設グループ) 電話：06-6241-6530 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8059 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導グループ) 電話：06-6241-6310